

四日市市立桜中学校部活動指導方針

令和2年4月作成

1 部活動に関する基本的な考え方

(1) 部活動の意義

心身ともに大きく成長する中学生期において、興味・関心のあるスポーツや文化的活動で、仲間とともに一つの目標に向かって取り組むことのできる部活動は、非常に教育的効果の高い活動である。大会やコンクール等に向けて努力することは、困難に打ち勝とうとする強い精神力を養ったり、心・技・体を向上させたりするなど、部活動が担う役割は大きいものである。

また、異学年が目指す目標を一つにして集団を形成し取り組む部活動は、仲間づくりの視点からも効果的であり、コミュニケーション力の育成にも大きな役割を果たすといえる。

このように、部活動の果たす役割は大きく、中学校における学校教育活動に欠かすことのできないものとなっている。

(2) 部活動の位置づけ

中学校の部活動は、中学校学習指導要領において、以下のように位置付けられている。

○中学校学習指導要領（平成29年3月公示）【抜粋】

第1章 総則 第5 学校運営上の留意事項

1 教育課程の改善と学校評価、教育課程外の活動との連携等

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連が図られるように留意するものとする。特に、生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動については、スポーツや文化、科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等、学校教育が目指す資質・能力の育成に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意すること。その際、学校や地域の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育関係団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行い、持続可能な運営体制が整えられるようにするものとする。

第2章 各教科 第7節 保健体育 第3 指導計画の作成と内容の取扱い

2 第2の内容の取扱いについては、次の事項に配慮するものとする

(6)第1章総則の第1の2の(3)に示す学校における体育・健康に関する指導の趣旨を生かし、特別活動、運動部の活動などとの関連を図り、日常生活における体育・健康に関する活動が適切かつ継続的に実践できるよう留意すること。

部活動は教育課程外の活動ではあるものの、その教育的効果から、教育課程との関連を図り取り組むことが求められている。

(3) 学校教育目標

教育目標：輝く未来を共に切り拓く生徒の育成

《めざす学校の姿》
母校として誇ることができる学校

《めざす生徒の姿》
☆ 夢をもち、主体的に未来を創造する生徒（自立）
☆ 課題を受け止め、粘り強く努力する生徒（勤勉）
☆ つながりをお大切にし、協働的に実践する生徒（敬愛）

(※学校づくりビジョンより抜粋)

(4) 部活動目標・活動方針

【部活動目標】

生徒が自らが主体となって部活動に取り組むことによって、生徒が生涯にわたってスポーツや文化、科学に親しみ、社会の中でよりよく、豊かに生きるための資質や能力を育む。また、異年齢集団の中で一つの目標を共有し、互いのつながりの中から生まれる充実感や達成感を味わうことを目的とする。

【活動方針】

- ①心身の成長過程にある生徒が、体力を向上させたりスポーツ・文化・芸術・科学等における技能の向上に努める。
- ②心身の調和のとれた発達を図り、他者と協働的に活動する態度を養う。
- ③部活動を行う集団の一員として、自ら考え行動する主体的で実践的な態度を養う。
- ④各部の指導計画、指導方針に基づいて、安全かつ適切な方法と時間で活動する。

2 具体的な指導

(1) 部活動計画の作成

顧問は、部活動の年間活動計画及び月間活動計画を作成し、生徒や保護者に提示する。

① 年間計画の作成

- ・年間を見通してどの時期にどのような活動を行うかを明確にし、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は4月中に行う。

② 月間活動計画の作成

- ・年度当初に提示した年間活動計画をもとに月間活動計画を作成し、校長に提出して承認を受けるとともに、生徒・保護者に提示する。校長への提出及び生徒・保護者への提示は前月中に行う。

(2) 休養日・活動時間の設定

① 休養日の設定

- ・ 1週間のうち、2日は休養日を設定する。うち、1日は土曜日又は日曜日とする。

【平日の休養日について】

- ・ 平日に設ける休養日については、学校で定めた部活動停止日（職員会議、校内研修会等）と兼ねることができる。ただし、定期テスト前の部活動停止期間のまとめ取りによる設定は認めない。（確実に週2日間の休養を取らせる）
- ・ 平日の休養日は学校単位で決定することが望ましいが、活動場所の関係から、部活動単位で決定することも可とする。
- ・ 休養日は計画的に設定するが、屋外で活動する部活動が雨天のため、急きよその日を休養日に変更することは、やむを得ないものとする。

【土日の休養日について】

- ・ どちらか1日を休養日とする。
- ・ 3日以上の日が連続する場合は、2日に対して1日の休養日を設定すること。

【長期休業中の休養日について】

- ・ 1週間のうち、2日を休養日とする

※大会やコンクール等の前週の土日の活動や大会開催週の平日の休養日については、生徒及び教員の健康面を十分配慮した上で、実施することを可とする。ただし、校長の承認を得るとともに、大会やコンクール等終了後に代替休養日を設定すること。

② 活動時間について

- ・ 平日の放課後の練習は、2時間以内とする。週休日及び休日（長期休業期間を含む）に活動する場合は、3時間程度とする。

【平日の朝の活動時間について】

- ・ 朝練習を実施する場合は、説明会や文書等において、その意義や効果等を保護者に説明し、十分な理解を得ること。練習開始時刻は、7時30分以降とする。

※生徒や家庭の過重負担とならないように、以下の点に十分に配慮する。

- ・ 生徒の発達段階や健康状態（朝食の摂取や睡眠時間の確保）、家庭の事情等を考慮し、必要に応じて個別に対応する。
- ・ 朝の部活動が、その他の教育活動に支障をきたしたり、家庭生活のバランスを崩したりすることのないように配慮する。
- ・ 通学時間や天候等を考慮して安全に十分に配慮する。

【平日の放課後の活動時間について】

- ・ 放課後の練習は、2時間以内とする。

【週休日及び休日（長期休業期間を含む）】

- ・ 3時間程度とする。
- ・ 活動内容（大会・練習試合・コンクールへの参加など）により、活動時間が3時間を大幅に超える場合は、校長の承認を得ること。ただし、実施においては、生徒及び教員の健康面に十分配慮すること。

③活動時間一覧表

期 間	終了時間（平常）	完全下校（平常）
4月	17：45	18：00
5月～8月	18：00	18：15
9月～敬老の日	17：30	17：45
敬老の日～9月30日	17：15	17：30
10月1日～新人大会	16：45	17：00
新人大会～10月31日	16：30	16：45
11月～1月	16：20	16：30
2月	16：45	17：00
3月	17：15	17：30

開始時刻	平常日課	短縮日課
5限	(14:50) 15：00	(14:25) 14：35
6限	(15:50) 16：00	(15:20) 15：30

（3）事故防止と安全管理

① 適切な休憩時間の設定

オーバーワークにならないよう、適宜休憩時間を確保するなどし、生徒の健康面に配慮した活動の計画的な実施に努める。

② 活動スペースの確保

活動中の事故未然防止に向け、活動スペースを十分確保し、危険な行動をとることがないよう、指導を徹底する。

③ 施設・用具等の点検

活動場所や施設、用具等の安全点検を毎月1回実施する。

④ 事故発生の場合

万が一事故が発生した場合は、救急車を要請するなど、生徒の人命を最優先した対応を取る。

（4）保護者・地域との連携

① 部活動の方針や活動日程などを年度当初に説明し、理解を得る。

② 部活動を運営する上で、経費の必要性が生じた場合は、事前に保護者に文書等を配付する。

(5) 合同チームの取り組み

- ① 自校だけでチームとして、対外試合等に参加できない場合は、他校と合同チームを組み、活動することができる。ただし、その場合は、校長の承認を得る。
- ② 他校と合同チームを組む場合は、日常における活動日及び活動場所を顧問間で調整し、決定については校長の承認を得る。
- ③ 他校と合同チームを組む場合は、部員や保護者の思いを必ず掌握し、理解を得るよう努める。
- ④ 合同チームを組む場合は、大会やコンクール等への出場について、その可否を事前に主催者に確認する。
- ⑤ 合同チームが自校を離れて活動を行う場合、移動中の事故等に十分注意する。万が一事故があった場合は、保護者への連絡や救急車の要請など、適切な対応を取る。

3 その他の留意事項

(1) 設置部活動

【体育系部活】軟式野球部、サッカー部、ソフトボール部、硬式テニス部(男女)、卓球部(男女)
バスケットボール部(男女)、女子バレーボール部、柔道部、水泳部

【文化系部活】ものづくり部、音楽部

(2) 入部と退部および転部

- ① 全校生徒の加入を原則とする。ただし、校外活動に参加している生徒で、本人・保護者の申し出があり、学校長の承認を受けたものは、校外活動を部活動に置き換えることができる。
- ② 所属部の決定は本人の希望を優先する。
- ③ 部活動の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情のある場合は、本人・保護者・担任及び新旧顧問の協議の上、学校長の承認のもとで変更を認める。

(3) 活動停止期間について

- ① 中間テスト、期末テスト、学年末テストの1週間前から停止とする。
- ② 職員会議・全体研修会時の活動は原則として禁止とする。ただし、試合前等の理由で活動を希望する場合は、朝の打ち合わせで承認を受け、一時間程度の活動を認める。
- ③ その他、気象状況や感染症の流行等で担任や部活顧問より連絡があった場合も活動停止とする。